

公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例の制定について
公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例を次のように定める。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づく公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次の各号のいずれかに該当するもので、規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 市が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの
- (2) 市から委託を受け、又は市と共同して行う業務を実施するもの
- (3) 地方行政に資する事業を広域的に行っているもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の事務又は事業を補完し、又は支援すると認められる業務を実施するもの

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）
- (2) 非常勤職員

- (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員
- (4) 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされている職員，同法第29条第1項の規定により停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は，次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難，火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
（派遣職員の給与）

第4条 派遣職員のうち，法第6条第2項に規定する業務に従事するものには，その職員派遣の期間中，給料，扶養手当，地域手当，住居手当，期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（職務に復帰した職員に関する藤沢市一般職員の給与に関する条例の特例）

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する藤沢市一般職員の給与に関する条

例（昭和26年藤沢市条例第6号。以下「給与条例」という。）第21条第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務における傷病を公務上の傷病と、当該業務に係る通勤を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤とみなす。

（派遣職員の職務復帰後における職務の級及び号給の調整）

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員等に関する藤沢市職員の退職手当に関する条例の特例）

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）における藤沢市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤沢市条例第22号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をした期間を除く。）については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定基礎となる給料月額については、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額の調整を行うことができる。

（派遣職員に係る報告）

第8条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における

処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、規則で定めるものとする。

- (1) 市から委託を受け、又は市と共同して行う業務を実施するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の事務又は事業を補完し、又は支援すると認められる業務を実施するもの

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が、特定法人の役職員の地位を失った場合
- (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができない場合又は適当でないと認められる場合
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が、法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合
 - ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
 - エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 公務上の必要その他特別の事情により当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の

法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当であると認められる場合とする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

第13条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 退職派遣者の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 当該退職派遣者の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する藤沢市一般職員の給与に関する条例の特例)

第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する給与条例第21条第1号の規定の適用については、特定法人において就いていた業務における傷病を公務上の傷病と、当該業務に係る通勤を地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における職務の級及び号給)

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する藤沢市職員の退職手当に関する条例の特例)

第16条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第17条 職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人（当該特定法人の退職手当（これに相当する給付を含む。以下同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算

することと定めているものに限る。)に使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における退職手当条例第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第7条第5項の規定を準用して計算する。

3 職員が法第10条第1項に規定する退職をし、引き続き特定法人役職員となった場合においては、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に係る報告)

第18条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、本市職員の公益的法人等への派遣に関し必要な事項を定める必要による。